

## 綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻又は綾部市パートナーシップ制度の取扱いに関する要綱（令和5年綾部市告示第25号。以下「パートナーシップ要綱」という。）第2条第2項に規定するパートナーシップ（以下「パートナーシップ」という。）形成（以下「婚姻等」という。）に伴う経済的不安を軽減することで、本市の定住促進及び少子化対策を図ることを目的として、綾部市新婚生活支援事業補助金を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 初回の補助金を申請する年度（第7条第2項の規定による認定を受けた世帯（以下「資格認定世帯」という。）にあっては、当該認定を受けた年度。以下「申請年度」という。）の前年度の1月1日から申請年度の3月末日において、婚姻届を提出した世帯又はパートナーシップ要綱第4条に規定する綾部市パートナーシップ届（以下「パートナーシップ届」という。）を提出し、パートナーシップ要綱第3条に規定する要件を満たしていると認められた世帯のうち、婚姻届又はパートナーシップ届の提出時において、夫婦又はパートナーシップにある者（以下「夫婦等」という。）の双方が39歳以下の者である世帯
- (2) 所得 給与所得者にあつては1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額を、自営業者にあつては1年間の売上金額から必要経費を控除した金額をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の対象となる世帯は、夫婦等のいずれかが本市に住所を有する新婚世帯で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請年度に確認できる直近の夫婦等の所得の合計額が、500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、当該所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (2) 本市への居住が、夫婦等のいずれかの転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的なものではなく、夫婦等のいずれもが本市に定住する意思を有していること。
- (3) 夫婦等のいずれもが、市税及び府税を滞納していないこと。
- (4) 夫婦等のいずれもが、この要綱による補助金又は他の地方自治体における同種の補助金等の交付の申請を行い、既に交付されていないこと。
- (5) 夫婦等のいずれもが、綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定に定めるもののほか、同項に規定する要件に該当する世帯で、次の各号の

いずれかに該当するものについては、申請年度の翌年度に限り補助金の交付の対象とする。この場合において、第1号の世帯にあっては、前項第4号中「この要綱による補助金又は他の地方自治体」とあるのは「他の地方自治体」とする。

(1) 申請年度に補助金の交付を受け、かつ、当該補助金の額が第5条第1項各号に掲げる限度額に達しなかった世帯

(2) 申請年度内に第6条第1項の規定による交付申請を行うことが困難であると市長が認めた世帯

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、第7条第1項の規定による交付決定の日の属する年度内に支払われる経費とする。

(1) 婚姻等に伴う新規の住宅購入に係る建物購入費

(2) 婚姻等に伴う新規の住宅賃借に係る賃料及び共益費並びに仲介手数料。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額に相当する額を控除した額とする。

(3) 婚姻等に伴う本市に所在する住宅への引越しに要する費用（引越事業者又は運送事業者に対して支払った実費とし、1世帯につき1回限りとする。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の支出額の合計額（他の制度により、賃貸住宅に係る賃料又は引越しに要する費用に対する助成金等の対象となる場合は、当該助成金等の額を控除した額）に10分の10を乗じて得た額とし、次に掲げる額を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 夫婦等の双方が29歳以下の者である世帯 60万円

(2) 夫婦等の双方が39歳以下の者である世帯（前号に該当する世帯を除く。）  
30万円

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項第1号の世帯に係る補助金の限度額は、前項各号に掲げる限度額から前年度に交付された補助金の額を除いた額とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯に属する者（夫婦等のいずれかに限る。以下「申請者」という。）は、綾部市新婚生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、申請内容に変更が生じた場合は、綾部市新婚生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 第3条第2項第2号の世帯は、補助金の交付申請を行う前年度中に綾部市新婚生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、綾部市新婚生活支援事業補助金（変更）交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を綾部市新婚生活支援事業補助金資格認定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後、申請者から提出された綾部市新婚生活支援事業補助金交付請求書（様式第7号）に基づき補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により交付の決定を受けたことが明らかになった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、当該補助金の交付の決定を受けた者にその旨を通知する。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を請求するものとする。

(財産処分制限)

第10条 申請者は、当該補助金により取得した財産について、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

(報告等)

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、申請者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第59号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。